

## 欧州特許庁，制度調和に向けた非公式会合の結果概要を公表

2012年4月25日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は，4月25日，20日にスピッツインゼー（ドイツ・ミュンヘン郊外）でデンマーク，フランス，ドイツ，日本，英，米及び欧州特許庁（EPO）の各特許庁長官が出席して開催された，第二回テゲルンゼー長官会合の結果概要を公表した。

テゲルンゼー長官会合は，バティステリ EPO 長官の呼びかけにより設けられた特許制度調和に向けた非公式な会合で，2011年7月5,6日に第一回が開催された。

本会合は，第一回会合以来，米国において特許改革法案（リーヒ・スミス米国発明法案）が成立し，日本では今年4月1日にグレースピリオドの適用対象を改正する法律の施行がなされ，また欧州においては単一特許及び統一特許裁判所の設立にむけた重要な動き，とといったいくつかの重要な進展があったことを受けて開催されたもの。

また，本会合では，第一回会合で合意された事実確認や情報収集の一環として行われた，各庁の代表からなるテゲルンゼー専門家グループにより作成された各国・地域の法律を概観したマトリックス文書が承認された。本文書は今後の専門家グループの更なる作業の基礎となる。

会合参加者は，第一回会合で特定された，先願主義，グレースピリオド，先使用权，先行技術の範囲，新規性／進歩性の定義，18 か月公開，及び秘密先願の取扱い，の各項目が制度調和にとって重要であることを確認した。さらに，次の項目については，専門家が事実調査に基づく研究を行う。

- ・ グレースピリオド
- ・ 18 か月公開
- ・ 秘密先願の効果
- ・ 先使用权

また，作業の進捗状況は今年秋に開催される次回長官会合において報告される。

－ EPO のプレスリリースは，以下参照 －

[Heads of office discuss patent law harmonisation](#)

(以上)